

かしわらガイドマップ作成業務プロポーザル実施要領

本実施要領は、柏原市の魅力や観光情報を掲載した、かしわらガイドマップ作成業務を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するために必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 業 務 名 かしわらガイドマップ作成業務
- (2) 業 務 内 容 別紙業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履 行 期 間 契約締結日から令和元年 11 月 29 日まで
- (4) 委託料上限額 800,000 円（税抜き価格）

2 担当部署

柏原市 市民部 産業振興課 にぎわい推進係
〒582-0003 大阪府柏原市堂島町 1 番 22 号
電話 072-972-1554 FAX 072-972-3163
メールアドレス sangyo@city.kashiwara.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる全てを満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本市の指名競争入札参加資格者名簿（令和元年度・令和 2 年度）に登録されているものであること。
- (3) 本実施要領の公告の日から候補者特定の日までの間、柏原市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成 31 年 3 月 29 日制定）に基づく指名停止業者又は指名回避業者でないこと。
- (4) 柏原市暴力団排除条例（平成 25 年柏原市条例第 27 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団、同条第 7 号に規定する暴力団員又は同条第 8 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者又は第 7 号に規定する暴力団の利益になるおそれがある者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る者を含む）。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。

4 参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加申込書等を提出すること。

なお、期限までに参加申込書を提出しない者、又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

※本プロポーザルの公募に関する資料等は、本市ウェブサイトからダウンロードが可能。

- (1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
 - イ 会社概要（様式2）
 - ウ 業務実績調書（様式3）
 - エ 業務実施体制調書（様式4）
- (2) 受付期間
 柏原市役所開庁日を除く、令和元年8月19日（月）から令和元年9月9日（月）まで
 ※受付時間は、月曜日から金曜日までの9時から17時までとする。
- (3) 提出方法
 持参又は郵送（書留郵便に限る）とする。
 ※郵送の場合、令和元年9月9日（月）17時必着。
- (4) 提出先
 前記2の担当部署
- (5) 提出部数
 ア 正本1部（代表者印押印のもの）
 イ 副本1部（正本の写し）
 ※提出書類のア～エの順序で製本し、A4フラットファイルに綴じて提出すること。
- (6) 参加資格審査
 令和元年9月12日（木）に参加申込書に記載された電子メールアドレスに結果を通知する。
- (7) 結果に関する問合せ
 参加資格を認められなかった者は、審査結果について令和元年9月13日（金）17時までに書面（様式自由）にて説明を求めることができる。

5 実施スケジュール

期 日 等	項 目
令和元年8月19日（月）	公告（公募開始）
令和元年8月19日（月）	質問受付開始
令和元年9月3日（火）	質問受付終了
令和元年9月4日（水）	質問回答（最終更新）
令和元年9月9日（月）	参加申込の受付締切
令和元年9月12日（木）	参加資格審査の結果通知
令和元年9月13日（金）	提案書受付開始
令和元年9月20日（金）	提案書受付終了
令和元年9月25日（水）	審査（書類審査）
令和元年10月1日（火）	結果通知
	契約締結

6 質問及び回答

(1) 質問内容

本プロポーザルに関する質問は、参加申込、企画提案（業務実施に係る質問を含む。）に関する事項に限るものとし、評価、審査及び提案内容に関する質問は受付けない。

(2) 質問受付終了

令和元年9月3日(火)17時

(3) 質問方法

質問書(様式5)を使用して、電子メールで質問すること。

※電子メール以外の質問は受け付けない。

※電子メールの標題は、以下のとおりとすること。

「かしわらガイドマップ作成業務」公募型プロポーザル質問

※本文には、事業者名、担当者氏名及び連絡先を明記すること。

(4) 質問先

前記2の担当部署

※送信後、必ず電話による着信確認を行うこと。

(5) 回答方法

回答は本市ウェブサイト順次公開し、令和元年9月4日(水)17時15分を最終の更新とする。

※提案者毎への回答は行わない。

※会社名、担当者氏名及び連絡先等は公開しない。

※回答は、本実施要領及び仕様書の追加事項又は修正事項とみなす。

7 企画提案

本プロポーザルの参加資格が認められ、提案を行おうとする者(以下「提案者」という。)は、次により企画提案の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙(様式6)

イ 企画提案書(任意様式)

(企画コンセプト、構成・デザイン案、独自提案、実施体制、実施スケジュールは必ず記載すること)

ウ 「かしわらガイドマップ」デザイン案(日本語版のみ)

※仕様書の内容に従って作成したデザイン案(表紙を含む)を添付すること。

※写真、文字、イラスト等はダミーで可。

※取り上げる観光スポット等の内容については、柏原市発行の「かしわらガイドマップ」

(<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2016041100010/>)を参考にすること。

エ 参考見積書(任意様式)

※税抜き価格で記載し、代表者印の押印を忘れないこと。

※業務内容について、内容がわかる内訳書を添付すること。

(2) 提出期間

柏原市役所閉庁日を除く、令和元年9月13日(金)から令和元年9月20日(金)まで

※受付時間は、月曜日から金曜日までの9時から17時までとする。

(3) 提出方法

持参のみとする。

(4) 提出先

前記2の担当部署

(5) 提出部数

ア 正本1部（代表者印押印のもの）

イ 副本7部（正本の写し）

8 辞退届の提出

本プロポーザルへの参加を辞退する者は、速やかに電話連絡の上、辞退届（様式7）の正本1部を前記2の担当部署へ直接持参し、提出すること。

9 提案書の審査及び審査結果の通知

(1) 審査

審査は、かしわらガイドマップ作成業務公募型プロポーザル選定委員会において別表「審査基準表」に基づき行う。提案書等の提出書類の内容を審査した結果、総合得点が最も高い者を候補者として決定する。総合得点が最も高い者が同点で2者以上となった場合については、参考見積額の低い方を選定する。なお、参考見積額が同額の場合は、審査項目の独自提案の評価点を踏まえ、選定委員による多数決で決定するものとする。

ただし、総合得点が満点の6割に満たない場合は、候補者として認めないものとする。

(2) 1者提案

提案者が1者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

ただし、前項(1)のとおり、総合得点が満点の6割に満たない場合は、候補者として認めないものとする。

(3) 審査結果の通知

令和元年10月1日（火）に審査を実施した全提案者に対し、参加申込書に記載された電子メールアドレスに結果を通知する。併せて、普通郵便で書面による通知を行う。

なお、審査結果の通知を受け取り後、必ず受領確認の電子メールを返信すること。

(4) 審査結果の公表

前記(3)と同時に、本市ウェブサイト及び情報公開コーナーにおいて、参加申込者数、企画提案者数及び候補者名を公表する。

また、候補者と契約締結後、同様に全提案事業者の名称、評価点及び提案金額を公表する。なお、契約締結者以外の提案事業者名と評価点等の対応関係は明らかにしない。また、提案事業者が2者の場合、評価点等の公表は契約締結者のみとする。

(5) 審査結果に関する問合せ

審査において選定されなかった提案者は、審査結果について、令和元年10月2日（水）17時までに書面（様式自由）にて説明を求めることができる。

10 その他の留意事項

(1) 提案者からの提案は1案とする。

(2) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。

(3) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加申込者又は提案者の負担とする。

(4) 提出された書類は返却しない。ただし、提出書類はこのプロポーザル以外の目的には使用しない。

(5) 次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルの参加を失格とする。

ア 前記3の参加資格要件を満たさなくなった場合

- イ 本市財務規則を含む関係法令等に違反した場合
 - ウ 提出書類が提出期限までに提出されなかった場合
 - エ 必要な提出書類が揃っていない場合
 - オ 必要事項の未記入及び押印漏れがある場合
 - カ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - キ 見積額（税抜き価格）が委託料上限額を超える場合
 - ク 見積書と内訳書が一致しないなど、提出書類の記載事項に重大な不足や不備がある場合
 - ケ 本実施要領の記載事項を遵守しない場合
 - コ プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - サ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
 - シ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
 - ス その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行う又は行った場合
- (6) 本プロポーザルは、本業務の契約の相手方となる候補者を選定するものである。
- (7) 本プロポーザルの仕様書は、企画、提案能力のある事業者を選定するものであるため、詳細な仕様は、候補者選定後に本市と候補者が協議を行った上で契約を締結し、定めるものとする。
- (8) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写という。）することができるものとする。
- (9) 市は提出された企画提案書等について、柏原市情報公開条例（平成 12 年 10 月 6 日条例第 23 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。
- (10) 審査に対する異議申し立てはできないものとする。